平内町介護保険事業所等での事故報告フロー図（R3.10時点）

※詳細につきましては「介護保険事業所等での事故発生時における報告要領」をご確認ください。
※このフロー図は事故報告について例示したものであり、事業所の事故対応までも定めるものではありません。

事故発生

↓

初期対応

・必要な処置、医療機関等への連絡、搬送等。
・利用者家族等への連絡。
・関係機関（マネジメント事業所、保健所、警察署等）への連絡。

↓

第一報

①２（２）で定める食中毒、結核その他感染症 又は 緊急性の高い事故の場合
⇒電話で報告

・事業所名及び連絡者の名前を名乗るとともに報告受付者の名前を確認すること。
併せて、利用者の氏名および事故の概要・状況を報告。
・食中毒、感染症等については、東地方保健所へ報告
（平内町以外に所在する事業所・施設は、所在地を所管する保健所に報告）。

②２（２）で定める食中毒、結核その他感染症又は緊急性の高い事故以外の場合
⇒電話で報告、又は「別紙様式１」を提出

・電話で報告する場合については①の内容を参照。
・「別紙様式１」で報告する場合は、様式内の１～６までを可能な限り記載し、
事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に報告
（電子メール、郵送、持参のいずれかで提出）。

①②共通

・県所管事業所の場合は、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室へ報告
（中核市（青森市及び八戸市等）にある事業所・施設の場合は報告不要）。
・平内町以外の被保険者場合は、被保険者の属する保険者へも報告。
・平内町以外に所在する事業所・施設の場合は、所在地の市町村へも報告。

↓

中間報告

・第一報後、長期化した場合は状況の変化等必要に応じて様式を使用して報告
（長期化しない場合は不要）。
・なお長期化とはサービス提供中の事故については事故発生から１４日以上
経過している場合、感染症及び食中毒について初感染者発生日から
７日以上経っても新規感染者が発生している場合をいう。

↓

最終報告

サービス提供中の事故は「別紙様式１」、感染症及び食中毒の場合は
「別紙様式２」で報告。

・提出方法は電子メール、郵送、持参のいずれかで行うこと。
・最終報告については事故発生日から概ね１４日以内に行うこと
（長期化した場合は終息後に行うこと）。
・「別紙様式１」の提出により第一報を行った場合は、事故報告書内の
７・８を作成次第報告。
・用紙に記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ添付すること。
特に利用者の主張がある場合は、任意の別紙に記載し添付すること。